

公益財団法人東京都農林水産振興財団 入札情報  
【公表】

整理番号	44
契約番号	2農振財契第548号
件名	小型パイプハウス5棟の購入
納入場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団 立川庁舎 上圃場
概要	○パイプハウス 5棟 (1)本体(主材・構成部材・被覆資材) 5式 (2)組立・設置・調整等 一式  (詳細は別紙仕様書のとおり)
納入期限	令和2年11月30日(月)
入札方式	希望制指名競争入札
希望申出要件	①又は②のいずれかの要件を満たす者で、本件仕様に対応可能な者  ①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、いずれかの営業種目に格付けされている者であること(営業種目は問わない) ②当財団又は官公庁等において同様の業務について契約実績を有する者
格付	問わない
現場説明会	実施しない
入札予定日時	令和2年9月4日(金) 午前11時00分
入札予定場所	公益財団法人東京都農林水産振興財団立川庁舎 セミナー室(東京都立川市富士見町3-8-1)
希望申出期間	令和2年8月14日(金)から令和2年8月21日(金)まで 午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
希望申出場所	〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1 公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課
希望申出時の提出書類	(1) 希望票〔様式あり〕(必要事項を記入・押印) (2) 会社概要・実績一覧表〔様式あり〕(必要事項を記入) (3) ○希望申出要件①に該当する場合は、 東京都の「平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し 及び「平成31・32年度競争入札参加資格審査結果通知書(物品等)」の写し ○希望申出要件②に該当する場合は、 契約実績を証明するものの写し(契約書・請書の写しなど)
備考	(1) 指名停止等業者については、東京都に準じて取り扱うものとします。 (2) 指名業者の選定については、当財団入札参加業者選定基準によるものとします。 (3) 希望票の提出があっても、必ずしも指名されるとは限りません。 (4) 指名通知は、指名した方のみに対して入札予定日の5日前までに行う予定です。 (5) 申込書類に不備がある場合、失格になることがあります。 (6) 関係する会社に該当する場合(親会社と子会社の関係にある場合、親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合、役員の兼任等がある場合)には、同一入札に参加することができません。 (7) 入札結果(落札業者名、落札金額等)については後日公表します。予めご了承ください。
入札に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 管理課 【担当】 上原 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-0721 FAX 042-522-5397 HPアドレス: <a href="http://www.tokyo-aff.or.jp/">http://www.tokyo-aff.or.jp/</a>
仕様内容に関する問い合わせ先	公益財団法人東京都農林水産振興財団 農林総合研究センター スマート農業推進室 【担当】 柴田 住所 東京都立川市富士見町3-8-1 電話 042-528-1394

# 仕 様 書

- 1 件 名 小型パイプハウス 5 棟の購入
- 2 納入場所 公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎上圃場  
(別紙地図内Aの場所)
- 3 納入期限 令和 2 年 1 1 月 3 0 日
- 4 品名・数量 パイプハウス・5 棟
- 5 規 格
  - (1) 大きさ・形状：間口 5.4m×奥行 9m (48.6 m<sup>2</sup>)、軒高さ 1.8m以上とすること  
蒲鉾型・直足式
  - (2) 被覆フィルム：長期展張用農 P0 散光性フィルム 厚さ 0.15mm  
(美サンランダイヤスター同等品)。
  - (3) サイド換気：手動式巻き上げのものを両側に設置、内側にポリエチレン製防虫ネット (目合い 0.4mm、サンサンネットソフライト SL4200 同等品) を展張。
  - (4) 出入り口：両開きスライド式、開口部幅 1.8m、高さ 1.8m 程度、東西 2 面に設置。
  - (5) 主管：Φ25mm×1.2mm 以上の骨材を用い、十分な耐候性を確保すること。  
骨材の間隔は 45cm とする。
  - (6) 隣接するハウスとの間隔は 2 m 以上あけること。
  - (7) 設置場所については、担当者と協議し、所定の場所に設置すること。
- 6 支払方法 納品検査完了後、適正な請求書を受領した日から 30 日以内に支払う。
- 7 暴力団等排除に関する特約事項については、別に定めるところによる。
- 8 環境により良い自動車利用について  
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。
  - (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成 12 年東京都条例第 215 号) 第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (平成 4 年法律第 70 号) の対策地域内で登録可能な自動車であること。なお、当該自動車の自動車検査証 (車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 9 その他
  - (1) 組立て、設置、納品指導、運搬費用は契約額に含めること。

- (2) 納品は、事前に担当職員に連絡した上で行うこと。
- (3) 受託者は、必要に応じ搬入及び搬出時の養生を行い、作業終了後にはその撤去を行うこと。また、設置作業による発生品は責任を持って引き取り、関係法令に基づき適切に処理すること
- (4) 受託者は、建造物等に損傷を与えた場合は、その責に任ずるものとし、自らの負担により、速やかに原状復旧すること。
- (5) 本仕様書の解釈について疑義が生じた場合は、財団と協議し決定する。

10 連絡先

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

公益財団法人東京都農林水産振興財団 農林総合研究センター 園芸技術科 沼尻

スマート農業推進室 柴田

TEL 042-528-1394 FAX 042-523-4285

# 立川庁舎

